

このたびの大雨により被災された皆様に
心よりお見舞い申し上げます。

大雨被害で通勤・通学や 日常生活の移動にお困りの方へ 熊本市自家用車等被災者移動支援事業のお知らせ

令和7年8月10日からの大雨被害により、所有又は使用する自家用車やバイク等が被災して使用できなくなった世帯に対する日常生活に必要な移動支援として、公共交通機関で一定期間利用可能な共通乗車券を交付します。

支援対象者 以下の条件を全て満たす方

- 熊本市内に居住している方
- 所有又は使用する自家用車(レンタカーを除く)やバイク等が被災して使用できなくなった方で代替車の確保ができていない方

※自家用車が被災した世帯については、
支援対象者と同居する世帯員(0歳児を除く)にも
共通乗車券を交付します。

支援内容

公共交通機関(JR九州を除く)を無料で
乗車できる共通乗車券を
1人当たり40枚交付します。

※タクシー利用の場合は、乗車料金から300円を割引

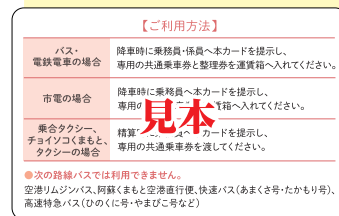
共通乗車券が利用できる公共交通機関

- 熊本市を一部でも通過する路線バス
(一部の路線バスを除く※)
- 熊本市電 ●電鉄電車
- 熊本市乗合タクシー、
チョイソコくまもと(西南・植木)
- 熊本市内を出発又は到着するタクシー
(市タクシー協会加盟事業者に限る)

※空港リムジンバス、阿蘇くまもと空港直行便、
快速バス(あまくさ号・たかもり号)、
高速特急バス(ひのくに号、りんどう号、なんぷう号、きりしま号、
たかちほ号、やまびこ号、夜行バスサンライズ号、九州横断バス)



交通支援カードと
地域交通共通乗車券の
セットで交付します。
ご利用方法は
交通支援カードの裏面に
記載しています。



▲交通支援カード

地域交通共通乗車券▶



共通乗車券の利用可能期間

令和7年9月12日(金)~12月31日(水)